

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起休日は、その翌日)

目 次

◇告示 保険医療機関等の指定

飼料の試験の結果の概要

解除予定の保安林(三件)

◇教委告示

鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集要項

告 示

鳥取県告示第八百一号

鳥取県告示第八百一号  
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十二年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十二年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十二条第五項の規定に基づき、昭和五十二年五月に収去した飼料の試験の結果の概要を、次のとおり告示する。

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
仲倉 医院	倉吉市越殿町一五五一の一	昭和五十二年十月五日
野田外科医院	倉吉市堺町三丁目七三一	昭和五十二年十月一日
渡部外科医院	境港市上道町一九九〇の二	"
細田 医院	西伯郡西伯町法勝寺三九八	"
上村歯科医院	鳥取市弥生町一三四	"
木村歯科医院	日野郡日南町下阿良縁九一〇	"
岡田 薬局	米子市上後藤二九四の二	昭和五十二年十月十三日
		昭和五十二年十月一日

## 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称 及 び 所 在 地	取 去 場 所	飼 料 の 名 称	試 驗 結 果 の 概 要										備考
			製造(輸入) 年 月 日	粗たん 質	粗脂肪	粗纖維	粗灰分	カルシウム	ペプシ ン消化率	揮発性 水溶性 素室	D C P	T D N	M E
神戸市 日本農産工業株式 会社 神戸工場	鳥取市 株式会社 イブキ	ノーサン印プロイラー 肥育後期用配合飼料 ノーサン印肉用種導効 すう育成用配合飼料 プロシッシュA	52.5 " 20.1 " 17.2 " 13.6	19.6 3.6 4.2 3.3	6.8 5.6 2.9 3.9	2.3 1.04 10.7 5.4	4.5 0.93 3.22 0.79	0.65 0.78 0.59 0.52					
神戸市 近畿くみあい飼料 株式会社 本社工場	鳥取市 鳥取県經濟農業 協同組合連合会	くみあい標準配合飼料 成鶏用エッグマッシュ ユ16 くみあい配合飼料 肉 牛用	" " 18.6 " 3.3	17.2 3.8 4.2 3.9	10.7 4.8 2.7 5.4	3.22 0.85 0.68 0.79	0.59 0.46 0.52 0.52						
神戸市 日本農産工業株式 会社 神戸工場	鳥取支所 くみあい配合飼料 グエースC	52.4 " 15.4	15.4 3.8	3.8 2.6	4.8 4.8	0.85 0.85	0.46 0.46						
神戸市 日本農産工業株式 会社 神戸工場	鳥取支所 くみあい配合飼料 グエースエクストラ ピ ユーキングビーフ中期	52.5 " 14.6	17.5 4.1	4.3 5.1	2.7 4.9	4.6 0.69	0.68 0.45						
神戸市 日本農産工業株式 会社 神戸工場	鳥取支所 くみあい配合飼料 グエースB	52.4 " 17.6	17.6 3.7	3.7 2.0	4.6 4.6	0.87 0.87	0.53 0.53						
神戸市 日本農産工業株式 会社 神戸工場	鳥取支所 くみあい配合飼料 子生育用	52.5 " 16.7	16.7 3.2	4.5 4.5	6.8 6.8	1.12 1.12	0.62 0.62						
神戸市 日本農産工業株式 会社 神戸工場	鳥取支所 くみあい配合飼料 幼雛用1号	" 21.4	21.4	4.1	3.1	6.2	1.35	0.70					
神戸市 日本農産工業株式 会社 神戸工場	鳥取支所 ノーサン印肉用牛肥育 用配合飼料 プラスビ ーフベレット	" 14.2	14.2	3.7	4.3	5.9	0.99	0.73					
神戸市 日本農産工業株式 会社 神戸工場	鳥取支所 ノーサン印子豚育成用 配合飼料 パクトン子 豚	" 16.5	8.8	3.4	2.6	5.1	0.75	0.62					
神戸市 日本農産工業株式 会社 神戸工場	鳥取支所 ノーサン印成鶏育成用 配合飼料 モナード	" 16.6	8.8	3.0	9.6	2.65	0.62						

神戸市 協同飼料株式会社 神戸工場	鳥取市 有限会社桑田商店 店、鳥取営業所	ノーサン印種豚飼育用 配合飼料 特製しめど ん用 ノーサン印フロイラー 肥育前期用配合飼料 ジョイスター	" 16.4 4.0 2.5 5.0 0.70 0.62
神戸市 日本配合飼料株式 会社 神戸工場	鳥取市 中村産業株式会社	協同印子豚用肉豚前期 規協同印ほ乳期子豚 用ニューママ・8	" 18.7 3.9 2.5 4.4 0.59 0.51
神戸市 兼三株式会社	鳥取市 日清製粉株式会社 神戸飼料工場	三井印内用牛肥育用配 合飼料 肉牛用エリート マルマス印配合飼料 成鷄タカラ 日清印子豚用配合飼料 ハイビッグベレット 日清印子豚用人工糞水 オコロツケドP	52.4 16.6 3.3 2.1 10.9 3.41 " 17.4 3.6 3.1 5.0 0.80 0.62 52.5 19.0 6.5 2.2 5.4 0.96 0.92
鳥取市 倉谷魚粉製造所	同 左	50.0%魚粉	52.4 54.3 24.0 0.1
神戸市 日清製粉株式会社 神戸飼料工場	鳥取県東伯郡 中村産業株式会社 中部支店	日清印子豚用配合飼料 ハイリッターS ハイリッター 日清印子豚用配合飼料 ハイビッグ30 日清印肉牛用配合飼料 マルトクホルピーフ 後期	52.5 16.4 3.7 2.7 4.9 0.81 0.61 " 16.1 3.2 3.7 5.8 1.07 0.58 " 16.4 5.1 2.6 5.0 0.91 0.59 " 11.9 5.3 4.3 6.1 1.14 0.49

注 飼料の名称の欄中「(規)」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

**鳥取県告示第八百三号**

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

**鳥取県告示第八百五号**

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡佐治村大字大井字ホウニン四〇二の一八一、四〇二の一八二
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

**鳥取県告示第八百四号**

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**教育委員会告示**

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡八東町大字茂田字イロ谷四一 一の二（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由

**鳥取県教育委員会告示第十一号**

昭和五十三年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集を次の

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

要項によつて実施する。

昭和五十二年十月十一日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

- 六 入園許可の決定方法  
入園志願者数が募集園児数を超えたときは、抽選により入園の許可を決定する。
- 2 交付場所 県立久松幼稚園

七 抽選の期日等  
1 期 日 昭和五十二年十二月二日(金)九時

2 場 所 県立久松幼稚園

3 抽選方法 受付番号票と引き換えて、入園志願者が受付番号順に行う。

八 入園許可の発表

昭和五十二年十二月二日(金)十五時に県立久松幼稚園に掲示する。

九 注意事項

この要項に関する質疑事項は、県立久松幼稚園(電話鳥取二二一局三一二番)に問い合わせること。

- 一 募集園児数 約九十人
- 二 応募資格  
昭和四十八年四月二日から昭和四十九年四月一日までに出生した幼児で、集団生活に適応できるもの
- 三 応募期間及び受付時間  
1 応募期間 昭和五十二年十一月二十四日(木)及び二十五日(金)  
2 受付時間 每日十四時から十六時三十分まで
- 四 応募手続  
1 入園志願者の保護者は、応募期間内に入園志願書を鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園(以下「県立久松幼稚園」という。)に提出しなければならない。  
2 県立久松幼稚園長は、入園志願書を受理したときは、入園志願者の保護者に受付番号票を交付するものとする。
- 五 入園志願書の交付  
1 交付の期間及び時間  
(一) 交付期間 昭和五十二年十一月十四日(月)から十九日(土)まで  
(二) 交付時間 每日八時三十分から十六時(土曜日は、十二時)まで